平成26年度第１回　八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

平成26年８月27日（水）13：30～
八戸市庁本館３階　議会第２委員会室

次　　第

１．開　会

２．委嘱状交付

３．市長挨拶

４．会長及び副会長の選出について

５．会議の運営方法等（案）について

６．ビジョンの概要及び構成（案）について

７．スケジュール（案）について

８．その他

９．閉　会

八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議　委員名簿

任期　平成26年8月27日～

	選　任　区　分	氏　名	備　考
1	学識経験者	丹羽　浩正	
2	学識経験者	東　善行	
3	畜産関連団体	青野　正宣	
4	畜産関連団体	分枝　豊	
5	畜産関連団体	佐々木　健	
6	畜産関連団体	上村　康浩	
7	畜産関連団体	今野　輝彦	
8	行政関係者	小田桐　勉	
9	行政関係者	小原　孝博	
10	行政関係者	小島　貢	
11	行政関係者	小村　一弘	
12	行政関係者	菊地　健二	
13	行政関係者	川守田　貢	
14	行政関係者	沼沢　範雄	
15	行政関係者	横田　堅悦	
16	行政関係者	松林　政彦	
17	行政関係者	野沢　義詔	

次第５ 資料

平成 26 年 8 月 27 日（水） 第 1 回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

検討会議の運営方法等（案）について

１ 八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

（１）会議は原則公開とする。
（２）傍聴者は、会議で発言することはできない。
（３）会議における発言は会議録として記録される。
（４）会議録は公開する。
（５）その他詳細については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」のとおりとする。

２ 会議録の確定方法

（１）事務局は、会議後速やかに会議録を作成し、委員全員に送付する。
（２）委員全員の確認をもって、会議録を確定させ、会議録を公開する。

次第６ 資料

平成 26 年 8 月 27 日（水） 第 1 回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

八戸地域畜産関連産業振興ビジョンの概要（案）について

１ ビジョン策定背景

・八戸市の畜産は、家畜の飼育に適した夏季冷涼な気候や飼料コンビナートの立地などの優位性を生かしながら、当市の農業の基幹部門として発展しています。
・特に、養豚・養鶏業は、当市をはじめとする県南、岩手県北地域において大きな集積地を形成しており、関連産業を含めて当地域の経済を支える重要な産業の一つであり、今後も成長が期待できる産業であります。
・青森県では、平成 25 年 3 月に「青森県養豚・養鶏振興プラン」を策定し、県内の養豚・養鶏の振興に向けた取組を展開していくこととしており、当市としても、畜産の国内一大基地化を目指すため、飼料から加工までを総合的に推進するビジョンを策定することとしました。

２ ビジョンの基本理念

・「青森県養豚・養鶏振興プラン」を踏まえ、さらに地域に特化した振興計画の策定。
・八戸市にとどまらない、八戸地域全体での畜産振興を図るための計画として八戸地域定住自立圏を活用し、同地域が一体となって畜産振興を図る。
・八戸地域における畜産分野の振興計画を策定し、各種施策の実施や畜産関連事業者の支援を行うことで畜産業の振興と地域の活性化を図る。

３ ビジョンが目指す事項

① 地域内の家畜飼養頭羽数の増加を目指す。
② 地場産畜産物の消費拡大を目指す。
③ 飼料自給率の向上を目指す。
④ 家畜防疫体制の強化を目指す。
⑤ 家畜排せつ物の有効利用促進を目指す。

計画年次；平成 27 年度～平成 36 年度（10 年間）

次第６ 資料

平成 26 年 8 月 27 日（水） 第 1 回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

八戸地域畜産関連産業振興ビジョン構成【案】

はじめに

第１章　八戸地域畜産関連産業振興ビジョンとは

１　策定の趣旨
２　八戸地域畜産関連産業振興ビジョン推進エリア
３　八戸地域の現状と課題
４　八戸地域の畜産の可能性
５　八戸地域畜産関連産業振興ビジョンの展開
６　八戸地域畜産関連産業振興ビジョンの対象となる産業等
７　八戸地域畜産関連産業振興ビジョン計画期間

第２章　八戸地域の産業を取り巻く環境

１　八戸地域の産業等の概要
（１）産業構造
（２）畜産業
（３）製造業
（４）八戸港
２　畜産関連産業の現状と課題

第３章　畜産関連産業の振興に向けた取組み

１　生産体制の整備・強化
（１）大規模化
（２）企業誘致による生産・雇用の拡大
（３）飼料コンビナートの拡充
２　地場産畜産物の消費拡大
（１）地産地消の推進
（２）ブランド化の推進
（３）６次産業化の取組
３　飼料自給率の向上
（１）飼料用米の利用拡大
４　家畜防疫体制の向上
（１）危機管理体制の強化
５　家畜排せつ物の有効利用促進
（１）耕畜連携の強化と堆肥の利活用
（２）家畜排せつ物のバイオマスエネルギーとしての利活用

第４章　推進体制
１　畜産関連産業振興のための役割分担
（１）畜産関連産業事業者に期待される役割
（２）大学・研究機関に期待される役割
（３）行政機関に期待される役割
２　八戸地域畜産関連産業振興ビジョン推進体制の構築

参考資料

次第７ 資料

平成 26 年 8 月 27 日（水） 第 1 回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

八戸地域畜産関連産業振興ビジョン策定スケジュール（案）

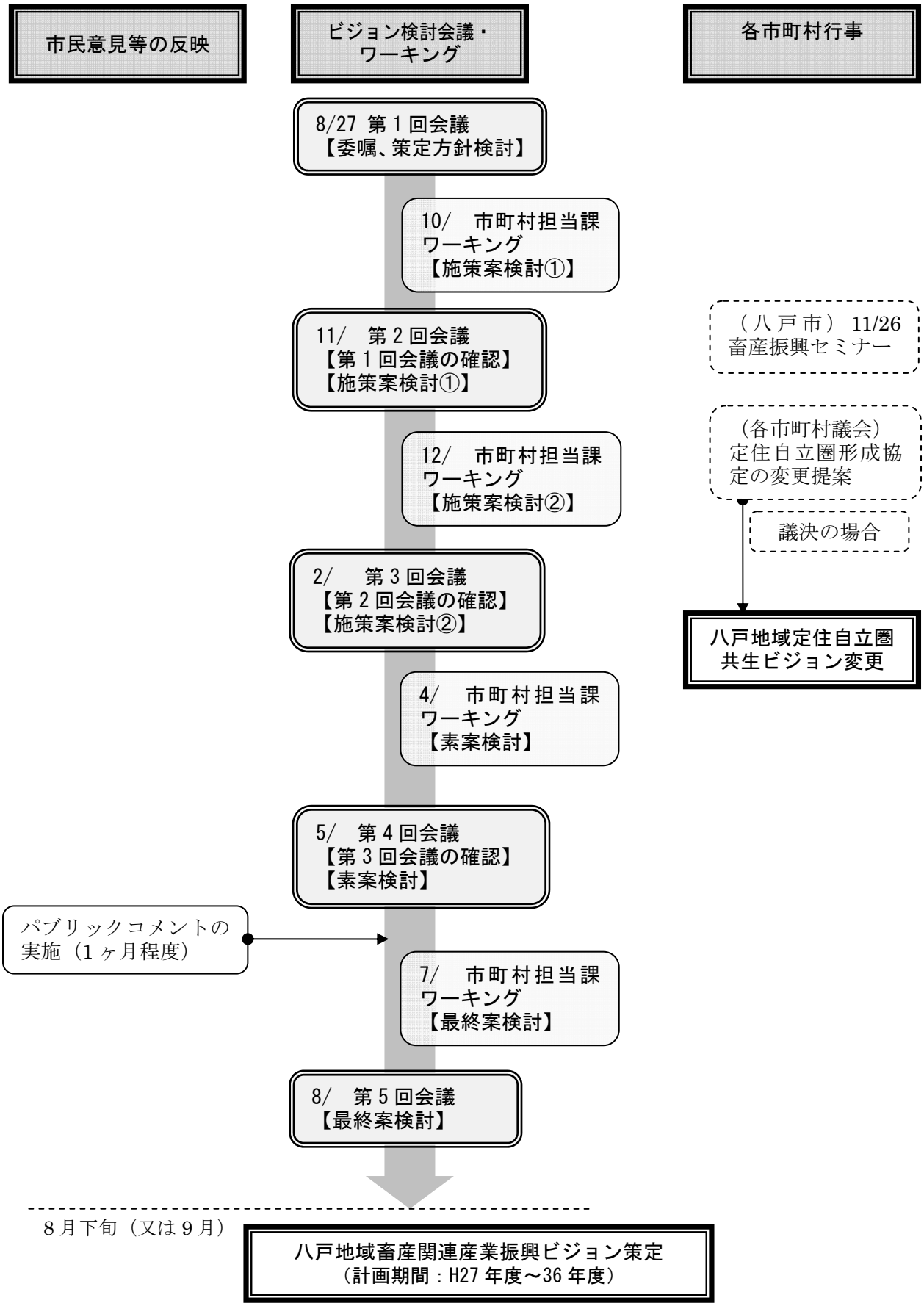

参考資料（１）

平成 26 年 8 月 27 日（水）　第 1 回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第６号）第３条の規定に基づき、八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　検討会議は、八戸地域畜産関連産業振興ビジョンの策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　検討会議は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験のある者

⑵　関係行政機関の職員

⑶　関係団体の代表者

３　委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　検討会議に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき検討会議の会長の職務は、市長が行う。

２　検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

第６条　検討会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、農林畜産課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 26 年７月１日から施行する。

参考資料（２）

平成26年8月27日（水）第1回会議資料
八戸地域畜産関連産業振興ビジョン検討会議

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第１　趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第５条第２号及び第６条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

⑴　八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第６号。以下「情報公開条例」という。）第７条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合

⑵　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第３　会議の公開又は非公開の決定

⑴　附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第２「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

⑵　附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第４　会議の公開の方法等

⑴　附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア　刃物その他危険な物を持っている者

イ　酒気を帯びていると認められる者

ウ　その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者

⑵　附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。

⑶　傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。

⑷　附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。

⑸　附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第５　会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　会議の名称

⑵　開催日時及び場所

⑶　議題

⑷　公開・非公開の別（非公開のときはその理由）

⑸　定員

⑹　傍聴の受付方法

⑺　問合せ先

⑻　その他

第６　会議録の作成及び公開

⑴　附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。

⑵　公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。

⑶　前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも２年間これを行うものとする。

第７　その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成 20 年４月１日から実施する。ただし、第６の規定は、平成 21 年４月１日から実施する。

附

この取扱いは、平成 25 年４月１日から実施する。